

埼例規第68号・厚

平成12年10月25日

埼玉県警察本部長

埼玉県警察職員等財産形成貯蓄制度実施要領の制定について（例規通達）

（概要）

本通達は、埼玉県警察警察職員等の財産形成を支援するため、勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）に基づく財産形成貯蓄制度の実施について必要な事項として

- 対象職員
- 事務担当者
- 申込及び解約の方法等

を定めている。